

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第14号

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を次のように改正する。

第1条中「公有財産の取得」を「公有財産及び物品の取得」に改める。

第2章第1節の節名を次のように改める。

第1節 行政財産の使用許可及び貸付け

第3条第1項ただし書中「3年」を「5年」に改める。

第4条第1項中「行政財産の使用許可」の右に「(以下「使用許可」という。)」を加える。

第4条の2第1項中「使用の許可」を「使用許可」に、同条第2項各号列記以外の部分中「又は日額」を「、日額又は1時間を単位とした額」に改める。

第5条から第5条の2までを次のように改める。

第5条から第5条の2まで 削除

第6条第1項中「、次条及び第18条の5」を削り、「法人」の右に「その他の団体」を加え、「主たる事務所」を「事務所又は事業所」に、「次条及び第18条の5」を「第18条の5及び第18条の10」に改める。

第7条から第12条までを次のように改める。

第7条から第12条まで 削除

第13条の次に次の3条を加える。

(準用)

第13条の2 第18条の5から第18条の14まで(第18条の6、第18条の9第5号及び第18条の13を除く。)の規定は、使用許可の場合に準用する。この場合において、第18条の7第1項第1号及び第2号中「貸付契約の締結日」とあるのは「使用許可に係る通知を発した日」と、第18条の10各号列記以外の部分中「借受人等に係る変更届出書(第11号様式)」とあるのは「使用許可を受けた者等に係る変更届出書(第4号様式)」と、同条第1項第1号中「借受人」とあるのは「使用者、管理人」と、

第18条の12第1項中「借受物件滅失損傷届出書（第12号様式）」とあるのは「使用物件滅失損傷届出書（第5号様式）」と読み替えるものとする。

（貸付期間等）

第13条の3 行政財産の貸付期間は、次のとおりとする。ただし、管理者が公益上必要があると認めるときは、これらの期間を超えることができる。

(1) 土地

ア 建物の所有を目的とするとき。

(ア) 借地借家法第22条の規定の適用を受けるとき。 50年以上60年以内

(イ) 借地借家法第23条の規定の適用を受けるとき。 10年以上50年未満

(ウ) (ア)及び(イ)以外のとき。 30年以内

イ ア以外のとき。

(ア) その敷地面積が5,000平方メートル以上である工作物の所有を目的とするとき。 30年以内

(イ) (ア)以外のとき。 5年以内

(2) 建物及び工作物 10年以内

2 前項（同項第1号ア(ア)及び(イ)を除く。）の期間の更新については、第3条第2項の規定を準用する。

（準用）

第13条の4 第18条の3から第18条の14までの規定は、行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合に準用する。この場合において、第9号様式中「種別」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

第2章第2節の節名を次のように改める。

第2節 普通財産の貸付け

第17条第2号中「第18条」を「次条」に改める。

第18条の2第1項各号列記以外の部分中「以下」の右に「この章において」を加え、同項第1号を次のように改める。

(1) 土地

ア 建物の所有を目的とするとき。

(ア) 借地借家法第22条の規定の適用を受けるとき。 50年以上60年以内

(イ) 借地借家法第23条の規定の適用を受けるとき。 10年以上50年未満

(ウ) (ア)及び(イ)以外のとき。 30年以内

イ ア以外のとき。

(ア) その敷地面積が5,000平方メートル以上である工作物の所有を目的とするとき。 30年以内

(イ) (ア)以外のとき。 5年以内

第18条の2第1項第3号中「その他普通財産」を「その他の財産」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項（同項第1号ア(ア)及び(イ)を除く。）の貸付期間の更新については、第3条第2項の規定を準用する。

第18条の5第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「本市又は本市に隣接する市町村の区域内」を「日本国内」に改める。

第18条の6第1項中「普通財産の貸付料（以下「」及び「」という。）」を削る。

第18条の7第1項各号列記以外の部分中「全額（第1号に掲げる場合にあっては、当該年度に係る額）」を「、当該年度に係る額の全額」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 当該年度に係る貸付期間が1年である場合 貸付契約の締結日の翌日又は年度の初日から起算して30日以内

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 貸付契約の締結日の翌日又は年度の初日から起算して10日以内

第18条の7第2項、第18条の8第1項及び同条第2項中「納入期限」を「納期限」に改める。

第18条の9第4号を同条第5号とし、同号を次のように改める。

(5) 第18条の4（第13条の4において準用する場合を含む。）の規定により指定を受けた用途の変更

第18条の9第3号の次に次の1号を加える。

(4) 借受物件の使用目的の変更

第18条の10第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「（法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項第4号中「第5号」を「第4号」に改める。

第18条の13第1項各号列記以外の部分中「各号」の右に「のいずれか」を加える。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 物品の貸付け

第19条第1項中「以下」の右に「この章において」を加える。

第22条中「第5条、第5条の2及び第7条から第13条まで」を「第13条、第18条の5、第18条の7から第18条の12まで及び第18条の14」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

市有財産使用許可申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） <div style="text-align: right;">印</div> 電話 - -

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第4条第1項の規定により市有財産の使用の許可を申請します。	
名 称	
所 在 地	
数 量	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 目 的	
保証人予定者	住 所
	氏 名

注1 代表者とは、法人その他の団体を代表して申請する権限を有する者を指し、代表取締役等の代表者のほか、代表者から権限を委任された者（事務所又は事業所の長等）を含みます。

2 この申請書には、使用の許可を申請する市有財産の箇所及び使用の態様を明示した図面を添付してください。

第2号様式を次のように改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第13条の2, 第13条の4及び第18条の8関係)

1 使用料用

督促状							
							年度
科目							
納入額	百	十	万	千	百	十	円
延滞金	<p>納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>						
<p>上記の金額については、納期限後相当経過しましたが、まだ納入されていませんので、 年 月 日までに必ず納入してください。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">京都市公営企業管理者上下水道局長 印</p>							
<p>○ この督促状の到着前に納入済みでしたら、行き違いですから御了承ください。</p>							

注 「特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

2 貸付料用

督 促 状							
							年度
科目							
納入額	百	十	万	千	百	十	円
延滞金	<p>納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年 14.6 パーセント（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合（各年の特例基準割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合、年 7.3 パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合））を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合です。</p>						
<p>上記の金額については、納期限後相当経過しましたが、まだ納入されていませんので、 年 月 日までに必ず納入してください。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">京都市公営企業管理者上下水道局長 印</p>							
<p>○ この督促状の到着前に納入済みでしたら、行き違いですから御了承ください。</p>							

注 「特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいいます。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第13条の2及び第18条の10関係）

使用許可を受けた者等に係る変更届出書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） <div style="text-align: right;">☑</div> 電話 - -

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第13条の2において読み替えて準用する同規程第18条の10第1項の規定により届け出ます。		
使用許可財産	名 称	
	所 在 地	
届出理由		<input type="checkbox"/> 使用許可を受けた者の氏名住所等の変更 <input type="checkbox"/> 管理人又は保証人の氏名、住所等の変更 <input type="checkbox"/> 使用許可を受けた者の相続、法人の合併又は法人の分割による変更 <input type="checkbox"/> 使用許可を受けた法人の解散による変更 <input type="checkbox"/> 管理人又は保証人の変更
届出事項	変 更 前	
	変 更 後	
添 付 書 類		

注1 代表者とは、法人その他の団体を代表して申請する権限を有する者を指し、代表取締役等の代表者のほか、代表者から権限を委任された者（事務所又は事業所の長等）を含みます。

2 該当する□には、✓印を記入してください。

3 変更後の使用許可を受けた者、管理人及び保証人が個人の場合は、変更される者の住民票の写しを、相続による使用者の変更の場合は、戸籍謄本等の前使用者との相続関係が確認できるものをこの届出書に添付してください。

4 使用許可を受けた者が法人の場合であつて、名称又は所在地の変更若しくは法人の合併又は分割による変更の届出の場合には、当該変更の登記記録を記載した登記事項証明書を、解散による変更の届出の場合には、法人の解散を証する書面等をこの届出書に添付してください。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第13条の2及び第18条の12関係）

使用物件滅失損傷届出書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） <div style="text-align: right;">⑩</div> 電話 - -

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第13条の2において読み替えて準用する同規程第18条の12第1項の規定により届け出ます。		
使用物件の 表示	種別	<input type="checkbox"/> 行政財産 <input type="checkbox"/> 普通財産（物品）
	所在地 (品名)	
届出理由	年 月 日	<input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 損傷
届出事項		


注1 代表者とは、法人その他の団体を代表して申請する権限を有する者を指し、代表取締役等の代表者のほか、代表者から権限を委任された者（事務所又は事業所の長等）を含みます。

2 該当する□には、✓印を記入してください。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第14条関係）

市有財産交換申込書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） <div style="text-align: right;">  </div> 電話 - -

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第14条の規定により申し込みます。		
区 分	市有財産	申込者の財産
種 別		
所 在 地		
数 量		
交 換 目 的		


注1 代表者とは、法人その他の団体を代表して申請する権限を有する者を指し、代表取締役等の代表者のほか、代表者から権限を委任された者（事務所又は事業所の長等）を含みます。

2 この申込書には、交換する申込者の財産の所在地を明示した図面を添付してください。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第14条関係）

市有財産買受申込書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） <div style="text-align: right;">電話 - - </div>

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第14条の規定により申し込みます。	
種 別	
所 在 地	
数 量	
買 受 目 的	


注1 代表者とは、法人その他の団体を代表して申請する権限を有する者を指し、代表取締役等の代表者のほか、代表者から権限を委任された者（事務所又は事業所の長等）を含みます。

2 この申込書には、買い受ける財産の所在地を明示した図面を添付してください。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第14条関係）

市有財産譲受申込書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） <div style="text-align: right;">  </div> 電話 - -

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第14条の規定により申し込みます。	
種 別	
所 在 地	
数 量	
譲 受 目 的	

- 注1 代表者とは、法人その他の団体を代表して申請する権限を有する者を指し、代表取締役等の代表者のほか、代表者から権限を委任された者（事務所又は事業所の長等）を含みます。
- 2 この申込書には、譲り受ける財産の所在地を明示した図面を添付してください。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第13条の4及び第18条の3関係）

市有財産借受申込書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 - - 印

京都市上下水道局公有財産及び物品規程 <input type="checkbox"/> 第13条の4において準用する同規程第18条の3第1項 <input type="checkbox"/> 第18条の3第1項 の規定により <input type="checkbox"/> 行政財産 <input type="checkbox"/> 普通財産 の借受けを申し込みます。	
種 別	
所 在 地	
数 量	
借 受 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
使 用 目 的	
保 証 人	住 所
予 定 者	氏 名

- 注1 代表者とは、法人その他の団体を代表して申請する権限を有する者を指し、代表取締役等の代表者のほか、代表者から権限を委任された者（事務所又は事業所の長等）を含みます。
- 2 該当する□には、✓印を記入してください。
- 3 この申込書には、借り受ける市有財産の箇所及び使用の態様を明示した図面を添付してください。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第13条の4及び第18条の3関係）

市有財産更新借受申込書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 - - 印

京都市上下水道局公有財産及び物品規程 <input type="checkbox"/> 第13条の4において準用する同 規程第18条の3第2項 <input type="checkbox"/> 第18条の3第2項 の規定により <input type="checkbox"/> 行政財産 <input type="checkbox"/> 普通財産 の更新に係る借受けを申し込みます。	
所在地	
数量	
借受期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用目的	
保証人 予定者	<input type="checkbox"/> 現在の保証人と同じ <input type="checkbox"/> 現在の保証人を次の者に変更する。 住所 氏名

注1 代表者とは、法人その他の団体を代表して申請する権限を有する者を指し、代表取締役等の代表者のほか、代表者から権限を委任された者（事務所又は事業所の長等）を含みます。


2 該当する□には、✓印を記入してください。

第11号様式を次のように改める。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第13条の4及び第18条の12関係）

借受物件滅失損傷届出書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） <div style="text-align: right;">電話 - - </div>

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第18条の12第1項の規定により届け出ます。	
借受物件	種 別
の表示	所 在 地
届出理由	年 月 日 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 損傷
届出事項	

注1 代表者とは、法人その他の団体を代表して申請する権限を有する者を指し、代表取締役等の代表者のほか、代表者から権限を委任された者（事務所又は事業所の長等）を含みます。

2 該当する口には、印を記入してください。

第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第21条関係）

物品借受申込書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） <div style="text-align: right;">電話 - - 印</div>

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第21条第1項の規定により物品の借受けを申し込みます。	
品	名
形	状
数	量
借 受 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 目 的	
保 証 人 予 定 者	住 所
	氏 名

注 代表者とは、法人その他の団体を代表して申請する権限を有する者を指し、代表取締役等の代表者のほか、代表者から権限を委任された者（事務所又は事業所の長等）を含みます。

第14号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(上下水道局経営戦略室)